（日弁連提出用）

　　年　　月　　日

日本弁護士連合会会長殿

申請者（届出者）：

証 明 書

私は、法律事務の処理を目的とし、又は目的の一部とする外国の法人、組合その他の事業体であって上記申請者（届出者）が所属するもの（以下「所属外国事業体」という。）につき、以下のとおり証明します。

１．所属外国事業体の名称

　　　原語又はアルファベット

　　　カタカナ

２．（１）所属外国事業体が所在する外国

　　（２）申請者の原資格国

３．所属外国事業体における非弁護士の持分又は議決権

（１）法的枠組みの概要（*次の(A)～(D)のいずれかを選択してください。*）

所属外国事業体が所在する国の法律又は同国の弁護士会の会則等（以下「法令等」という。）は、法律事務の処理を目的とし、又は目的の一部とする同国の法人、組合その他の事業体が、

□　(A)　非弁護士[[1]](#footnote-1)に持分又は議決権を与えることを認めていません。

根拠となる法令等は、（ ）です。

従って、所属外国事業体では、非弁護士に持分又は議決権を与えていません。

*→４へ*

□　(B)　業務[[2]](#footnote-2)に参加しない非弁護士に持分又は議決権を与えることを（必要な許認可等の取得を条件に）[[3]](#footnote-3)認めています。

根拠となる法令等は、（ ）です。

　 また、業務に参加する非弁護士に持分又は議決権を与えることを（必要な許認可等の取得を条件に）3認めており、与えることができる持分又は議決権の割合は、（ ）です。

根拠となる法令等は、（ ）です。

*→（２）へ*

□　(C)　業務に参加しない非弁護士に持分又は議決権を与えることを認めていません。

根拠となる法令等は、（ ）です。

他方、業務に参加する非弁護士に持分又は議決権を与えることを（必要な許認可等の取得を条件に）3認めており、与えることができる持分又は議決権の割合は、（ ）です。

根拠となる法令等は、（ ）です。

*→　認められる割合が50％未満の場合は４へ、50％以上の場合は（３）へ*

□　(D)　別紙記載のとおり[[4]](#footnote-4)

*→（２）（３）へ（該当する場合に応じて）*

（２）所属外国事業体における業務に**参加しない**非弁護士の持分又は議決権（*次の(B-1)～(B-4)のいずれかを選択してください。*）

□　(B-1)　 所属外国事業体が業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは、法令等により認められていませんので、与えていません。

□　(B-2)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）[[5]](#footnote-5)上、所属外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは認められていませんので、与えていません。

□　(B-3)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）5上、所属外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは可能ですが、現在持分又は議決権を与えていません。

□　(B-4)　別紙記載のとおり4

*→　法令等で、業務に****参加する****非弁護士に与えることが認められる持分・議決権の割合（上記（１）(B)又は（D）における回答）が50％未満の場合は４へ、50％以上の場合は（３）へ*

（３）所属外国事業体における業務に**参加する**非弁護士の持分又は議決権（*次の(C-1)～(C-4)のいずれかを選択してください。回答後は４へ*）

□　(C-1)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）5上、所属外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは認められていませんので、与えていません。

□　(C-2)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）5上、所属外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは可能ですが、現在50％以上の持分又は議決権を与えていません。

□　(C-3)　所属外国事業体は、所属外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えていますが、以下の理由により、所属外国事業体に対する外国弁護士[[6]](#footnote-6)の支配が制度的かつ実質的に確保されています。[[7]](#footnote-7)

（理由）

□　(C-4)　別紙記載のとおり4

*→　４へ*

□　４．所属外国事業体は、「当該事業体に対する非弁護士の関与により、外国法事務弁護士の職務の独立を害するおそれがあると認められるもの」に該当しません。

所属外国事業体における本書作成者の地位及び役職

地位：原語又はアルファベット

　　　カタカナ

役職：原語又はアルファベット

　　　カタカナ

私は、上記地位及び役職に基づき、所属外国事業体に関し、以上のとおり証明する権限を有しており、同権限に基づき、以上のとおり証明します。

署名：

氏名：

（弁護士会用）

　　年　　月　　日

日本弁護士連合会会長殿

申請者（届出者）：

証 明 書

私は、法律事務の処理を目的とし、又は目的の一部とする外国の法人、組合その他の事業体であって上記申請者（届出者）が所属するもの（以下「所属外国事業体」という。）につき、以下のとおり証明します。

１．所属外国事業体の名称

　　　原語又はアルファベット

　　　カタカナ

２．（１）所属外国事業体が所在する外国

　　（２）申請者の原資格国

３．所属外国事業体における非弁護士の持分又は議決権

（１）法的枠組みの概要（*次の(A)～(D)のいずれかを選択してください。*）

所属外国事業体が所在する国の法律又は同国の弁護士会の会則等（以下「法令等」という。）は、法律事務の処理を目的とし、又は目的の一部とする同国の法人、組合その他の事業体が、

□　(A)　非弁護士[[8]](#footnote-8)に持分又は議決権を与えることを認めていません。

根拠となる法令等は、（ ）です。

従って、所属外国事業体では、非弁護士に持分又は議決権を与えていません。

*→４へ*

□　(B)　業務[[9]](#footnote-9)に参加しない非弁護士に持分又は議決権を与えることを（必要な許認可等の取得を条件に）[[10]](#footnote-10)認めています。

根拠となる法令等は、（ ）です。

　 また、業務に参加する非弁護士に持分又は議決権を与えることを（必要な許認可等の取得を条件に）3認めており、与えることができる持分又は議決権の割合は、（ ）です。

根拠となる法令等は、（ ）です。

*→（２）へ*

□　(C)　業務に参加しない非弁護士に持分又は議決権を与えることを認めていません。

根拠となる法令等は、（ ）です。

他方、業務に参加する非弁護士に持分又は議決権を与えることを（必要な許認可等の取得を条件に）3認めており、与えることができる持分又は議決権の割合は、（ ）です。

根拠となる法令等は、（ ）です。

*→　認められる割合が50％未満の場合は４へ、50％以上の場合は（３）へ*

□　(D)　別紙記載のとおり[[11]](#footnote-11)

*→（２）（３）へ（該当する場合に応じて）*

（２）所属外国事業体における業務に**参加しない**非弁護士の持分又は議決権（*次の(B-1)～(B-4)のいずれかを選択してください。*）

□　(B-1)　 所属外国事業体が業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは、法令等により認められていませんので、与えていません。

□　(B-2)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）[[12]](#footnote-12)上、所属外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは認められていませんので、与えていません。

□　(B-3)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）5上、所属外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは可能ですが、現在持分又は議決権を与えていません。

□　(B-4)　別紙記載のとおり4

*→　法令等で、業務に****参加する****非弁護士に与えることが認められる持分・議決権の割合（上記（１）(B)又は（D）における回答）が50％未満の場合は４へ、50％以上の場合は（３）へ*

（３）所属外国事業体における業務に**参加する**非弁護士の持分又は議決権（*次の(C-1)～(C-4)のいずれかを選択してください。回答後は４へ*）

□　(C-1)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）5上、所属外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは認められていませんので、与えていません。

□　(C-2)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）5上、所属外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは可能ですが、現在50％以上の持分又は議決権を与えていません。

□　(C-3)　所属外国事業体は、所属外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えていますが、以下の理由により、所属外国事業体に対する外国弁護士[[13]](#footnote-13)の支配が制度的かつ実質的に確保されています。[[14]](#footnote-14)

（理由）

□　(C-4)　別紙記載のとおり4

*→　４へ*

□　４．所属外国事業体は、「当該事業体に対する非弁護士の関与により、外国法事務弁護士の職務の独立を害するおそれがあると認められるもの」に該当しません。

所属外国事業体における本書作成者の地位及び役職

地位：原語又はアルファベット

　　　カタカナ

役職：原語又はアルファベット

　　　カタカナ

私は、上記地位及び役職に基づき、所属外国事業体に関し、以上のとおり証明する権限を有しており、同権限に基づき、以上のとおり証明します。

署名：

氏名：

（本人控）

　　年　　月　　日

日本弁護士連合会会長殿

申請者（届出者）：

証 明 書

私は、法律事務の処理を目的とし、又は目的の一部とする外国の法人、組合その他の事業体であって上記申請者（届出者）が所属するもの（以下「所属外国事業体」という。）につき、以下のとおり証明します。

１．所属外国事業体の名称

　　　原語又はアルファベット

　　　カタカナ

２．（１）所属外国事業体が所在する外国

　　（２）申請者の原資格国

３．所属外国事業体における非弁護士の持分又は議決権

（１）法的枠組みの概要（*次の(A)～(D)のいずれかを選択してください。*）

所属外国事業体が所在する国の法律又は同国の弁護士会の会則等（以下「法令等」という。）は、法律事務の処理を目的とし、又は目的の一部とする同国の法人、組合その他の事業体が、

□　(A)　非弁護士[[15]](#footnote-15)に持分又は議決権を与えることを認めていません。

根拠となる法令等は、（ ）です。

従って、所属外国事業体では、非弁護士に持分又は議決権を与えていません。

*→４へ*

□　(B)　業務[[16]](#footnote-16)に参加しない非弁護士に持分又は議決権を与えることを（必要な許認可等の取得を条件に）[[17]](#footnote-17)認めています。

根拠となる法令等は、（ ）です。

　 また、業務に参加する非弁護士に持分又は議決権を与えることを（必要な許認可等の取得を条件に）3認めており、与えることができる持分又は議決権の割合は、（ ）です。

根拠となる法令等は、（ ）です。

*→（２）へ*

□　(C)　業務に参加しない非弁護士に持分又は議決権を与えることを認めていません。

根拠となる法令等は、（ ）です。

他方、業務に参加する非弁護士に持分又は議決権を与えることを（必要な許認可等の取得を条件に）3認めており、与えることができる持分又は議決権の割合は、（ ）です。

根拠となる法令等は、（ ）です。

*→　認められる割合が50％未満の場合は４へ、50％以上の場合は（３）へ*

□　(D)　別紙記載のとおり[[18]](#footnote-18)

*→（２）（３）へ（該当する場合に応じて）*

（２）所属外国事業体における業務に**参加しない**非弁護士の持分又は議決権（*次の(B-1)～(B-4)のいずれかを選択してください。*）

□　(B-1)　 所属外国事業体が業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは、法令等により認められていませんので、与えていません。

□　(B-2)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）[[19]](#footnote-19)上、所属外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは認められていませんので、与えていません。

□　(B-3)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）5上、所属外国事業体の業務に**参加しない**非弁護士に持分又は議決権を与えることは可能ですが、現在持分又は議決権を与えていません。

□　(B-4)　別紙記載のとおり4

*→　法令等で、業務に****参加する****非弁護士に与えることが認められる持分・議決権の割合（上記（１）(B)又は（D）における回答）が50％未満の場合は４へ、50％以上の場合は（３）へ*

（３）所属外国事業体における業務に**参加する**非弁護士の持分又は議決権（*次の(C-1)～(C-4)のいずれかを選択してください。回答後は４へ*）

□　(C-1)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）5上、所属外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは認められていませんので、与えていません。

□　(C-2)　所属外国事業体の（ 　　　　　　　　　）5上、所属外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えることは可能ですが、現在50％以上の持分又は議決権を与えていません。

□　(C-3)　所属外国事業体は、所属外国事業体の業務に**参加する**非弁護士に50％以上の持分又は議決権を与えていますが、以下の理由により、所属外国事業体に対する外国弁護士[[20]](#footnote-20)の支配が制度的かつ実質的に確保されています。[[21]](#footnote-21)

（理由）

□　(C-4)　別紙記載のとおり4

*→　４へ*

□　４．所属外国事業体は、「当該事業体に対する非弁護士の関与により、外国法事務弁護士の職務の独立を害するおそれがあると認められるもの」に該当しません。

所属外国事業体における本書作成者の地位及び役職

地位：原語又はアルファベット

　　　カタカナ

役職：原語又はアルファベット

　　　カタカナ

私は、上記地位及び役職に基づき、所属外国事業体に関し、以上のとおり証明する権限を有しており、同権限に基づき、以上のとおり証明します。

署名：

氏名：

1. 外国法事務弁護士等職務基本規程第11条の2第1号に規定する非弁護士（弁護士でなく、かつ、外国弁護士でない者）をいう。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 外国法事務弁護士等職務基本規程第11条の2第1号に規定する業務（当該事業体の所在地の法令により当該事業体の目的とすることが認められている、法律事務の処理以外の業務を含む。）をいう。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 該当しない場合は削除。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 与えられた選択肢に該当しない場合又は別途説明を要する場合は、別紙を添付して、法令等の根拠を示して説明を記載する。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 定款、組合契約、取得しているライセンスの種別等、根拠を明記する。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和61年法律第66号）第2条第3号に規定する外国弁護士（外国（法務省令で定める連邦国家にあっては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるもの）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの）をいう。 [↑](#footnote-ref-6)
7. （理由）の欄に（必要に応じて別紙に）、法令等、定款、組合契約、取得しているライセンスの種別等、根拠を記載する。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 外国法事務弁護士等職務基本規程第11条の2第1号に規定する非弁護士（弁護士でなく、かつ、外国弁護士でない者）をいう。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 外国法事務弁護士等職務基本規程第11条の2第1号に規定する業務（当該事業体の所在地の法令により当該事業体の目的とすることが認められている、法律事務の処理以外の業務を含む。）をいう。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 該当しない場合は削除。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 与えられた選択肢に該当しない場合又は別途説明を要する場合は、別紙を添付して、法令等の根拠を示して説明を記載する。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 定款、組合契約、取得しているライセンスの種別等、根拠を明記する。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和61年法律第66号）第2条第3号に規定する外国弁護士（外国（法務省令で定める連邦国家にあっては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるもの）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの）をいう。 [↑](#footnote-ref-13)
14. （理由）の欄に（必要に応じて別紙に）、法令等、定款、組合契約、取得しているライセンスの種別等、根拠を記載する。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 外国法事務弁護士等職務基本規程第11条の2第1号に規定する非弁護士（弁護士でなく、かつ、外国弁護士でない者）をいう。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-15)
16. 外国法事務弁護士等職務基本規程第11条の2第1号に規定する業務（当該事業体の所在地の法令により当該事業体の目的とすることが認められている、法律事務の処理以外の業務を含む。）をいう。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 該当しない場合は削除。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-17)
18. 与えられた選択肢に該当しない場合又は別途説明を要する場合は、別紙を添付して、法令等の根拠を示して説明を記載する。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-18)
19. 定款、組合契約、取得しているライセンスの種別等、根拠を明記する。以下同じ。 [↑](#footnote-ref-19)
20. 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和61年法律第66号）第2条第3号に規定する外国弁護士（外国（法務省令で定める連邦国家にあっては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるもの）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの）をいう。 [↑](#footnote-ref-20)
21. （理由）の欄に（必要に応じて別紙に）、法令等、定款、組合契約、取得しているライセンスの種別等、根拠を記載する。 [↑](#footnote-ref-21)